

農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞

【令和2年度予算概算決定額 71,628 (78,809) 百万円】
【「臨時・特別の措置」を含む令和2年度予算概算決定額 80,819百万円】 (令和元年度補正予算額74,901百万円)

＜対策のポイント＞

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

＜政策目標＞

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割[平成27年度] → 約3割以上[令和2年度])

＜事業の全体像＞

1. 農業競争力強化農地整備事業

- 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。
- ① 農地整備事業 : 生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。
- ② 草地畜産基盤整備事業 : 草地の基盤整備を支援します。
- ③ 農業基盤整備促進事業 : 地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業

- 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。
- ① 一般型 : 基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。
- ② 特別型 : 高収益作物の導入・定着や農地集積・集約化等を推進するため、畑地化・汎用化や畑地・樹園地の高機能化に向けた整備を支援します。
- ③ 簡易整備型 : 水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。
- ④ 実施計画策定事業 : 施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3の事業) 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割 [平成27年度] → 約3割以上 [令和2年度])

<事業の内容>

1. 農地整備事業

農業の競争力強化に向けて効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を踏まえつつ、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成を一体的に支援します。

2. 草地畜産基盤整備事業

飼料生産基盤に立脚した力強い畜産経営の実現を図るため、畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に必要な草地の基盤整備等を支援します。

3. 農業基盤整備促進事業

農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の地域の実情に応じたきめ細やかなほ場整備を支援します。

<事業の流れ>



※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

地域全体の一体的な農地整備によって、労働・土地生産性が向上し、併せて担い手への農地集積や高収益作物の導入を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



水稲

暗渠の整備により水田の汎用性の向上を図り、収益性の高い作物の作付を可能にします。
(写真は収穫中のタマネギ)

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工 種：計画策定 等

【実施期間：2年以内】

補助率：1 / 2 等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算*	助成割合	集約化加算*
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



<整備前>



<整備後>

大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

1. 事業内容

① きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・ **基盤整備** } 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・ **調査調整** } 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・ **指導** } 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査 等
- ・ **補助率：50% 等**



暗渠排水

2. 実施要件

- ① 農業競争力強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

② 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱いは有	12万5千円/10a (25万円/10a)	() は水路変更（管水路化等）を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱いは無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○ 地下かんがい導入 + 2万5千円/10a ○ 実施設計(外注) + 1万5千円/10a
	トレンチャ	10万円/10a	
	掘削同時埋設	7万5千円/10a	
湧水処理	バックホウ	15万円/100m	
末端 畑かん施設		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	() は樹園地の場合
	客土	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

<対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中で、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 農地整備事業

- 対象工種： **区画整理、農用地造成**
- 附帯事業： **機構集積推進事業**
 (推進費として**事業費の12.5%等を全額国費**で交付)

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等

2. 実施計画等策定事業

- 農地整備事業の実施に必要な**実施計画や換地計画の策定**のための調査・調整等を支援します。

<実施要件>

- 事業対象農地の**全てについて、農地中間管理権が設定**
- 事業対象農地面積：**10ha以上（中山間地域は5ha以上）**
 (事業対象農地を構成する各団地：**1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）**のまとまりのある農地)
- **農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上**
- 事業対象農地の**8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化**
- 事業実施地域の**収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上** 等

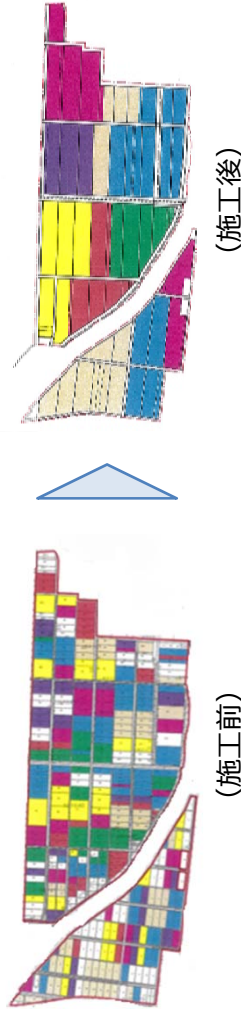
<事業の流れ>



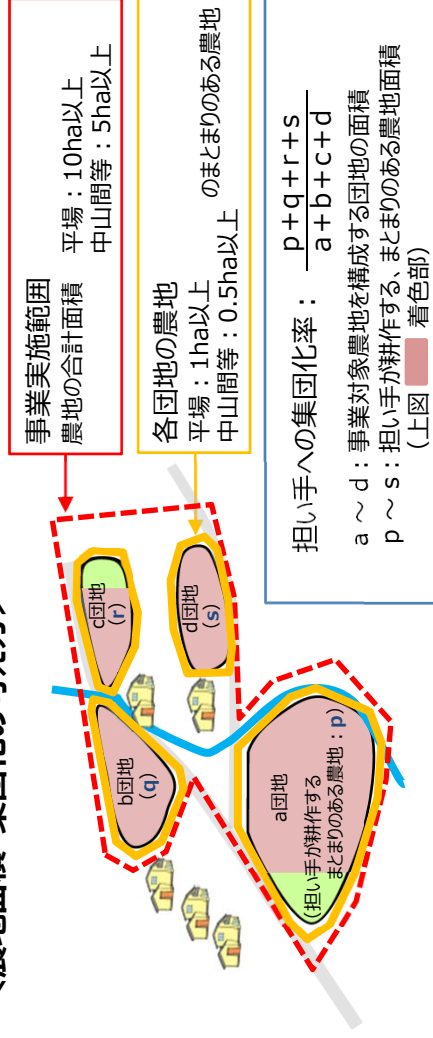
※農地整備事業の場合

<事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地を対象に区画整理等を実施。
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



<農地面積・集団化の考え方>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設等保全高度化事業 <公共>

【令和2年度予算概算決定額 71,628 (78,809) 百万円の内数】
【「臨時・特別の措置」を含む令和2年度予算概算決定額 80,819 百万円の内数】 (令和元年度補正予算額 74,901百万円の内数)

<対策のポイント>

農業水利施設の効率的な整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利用の効率化・水管理の省力化を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入・定着、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[令和5年度まで]
- 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合(約2割[平成27年度] → 約3割以上[令和2年度まで])

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上 等
・施設の集約・再編による農業水利システムの適正化を図る場合は受益面積100ha以上

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、
- ② 農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、
- ③ 畑地帯における総合的な整備、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha(中山間地域等 10ha)以上、
①のうち高収益作物転換型は受益面積5ha以上 等

※主な附帯事業

- ・関係農家の意向調査や、水利用・土地利用・作付調整活動等を支援
- ・高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合、農業者の費用負担分を支援
- ・中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて促進費(事業費の最大12.5%)を交付

3. 簡易整備型

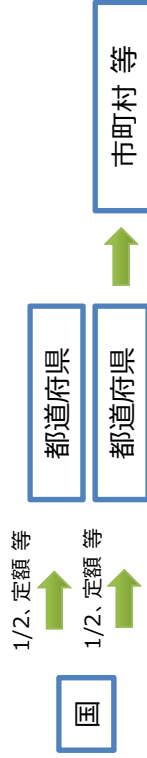
水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

4. 実施計画策定事業

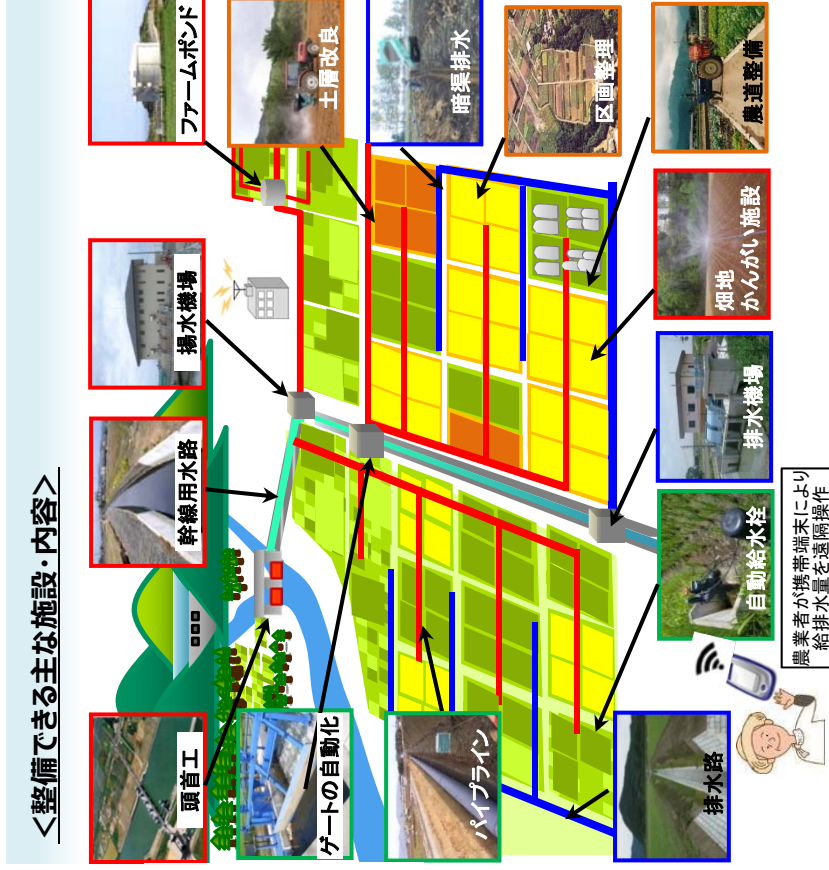
施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。
水利用調整の支援(R3まで)、機能保全計画の策定(R2まで)、資産評価
データ整備(採択期間R2まで)

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<整備できる主な施設・内容>



【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

水利施設等保全高度化事業（拡充①）～水利施設集約再編型～

- 全国の基幹的農業水利施設の多くは老朽化が進んでおり、**効率的な補修・更新**を一層推進する必要がある。
- 農業水利施設の**補修・更新に要する総費用の低減を要件に、施設の集約・再編による農業水利ストックの適正化を図る。**

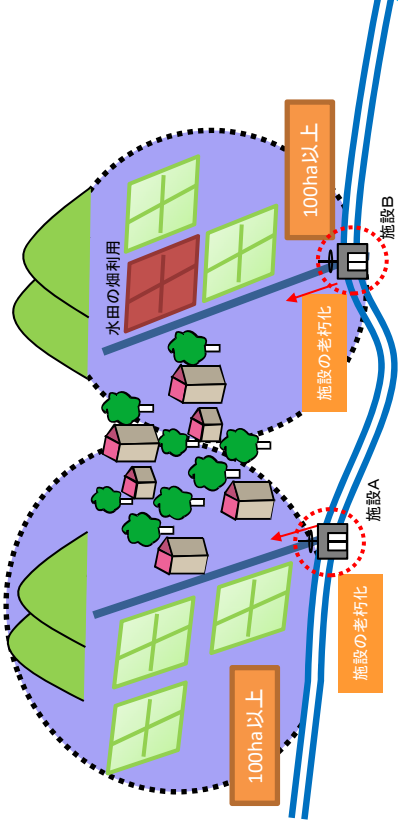
現状の課題

- 基幹的農業水利施設の**資産価値は19兆円**であり、年々老朽化が進行し、**用排水機場で7割、水路で4割が耐用年数を超過**。

基幹的農業水利施設 施設区分	施設数・ 延長(H28.3)	うち耐用 年数超過	割合
基幹的施設(箇所)	7,552	3,832	51%
貯水池	1,286	124	10%
取水堰	1,941	623	32%
用排水機場	2,947	2,129	72%
水門等	1,100	753	68%
管理設備	278	203	73%
基幹的水路(km)	50,770	18,825	37%

資料：農業基盤情報基調調査(H28.0時点)を用いて試算
 注1) 基幹的農業水利施設とは、農業利用のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のものを、
 注2) 試算に用いた各地域の標準耐用年数は、土地改良事業の費用効果分析に必要となる標準耐用年数を利用しており、
 概ね以下のとおり。(貯水池：50年、頭首工：30年、頭首工：40年、水路：40年)

- 現行制度において地区の一部の施設の**補修・更新**を行う場合には、**単純更新のみが可能**。

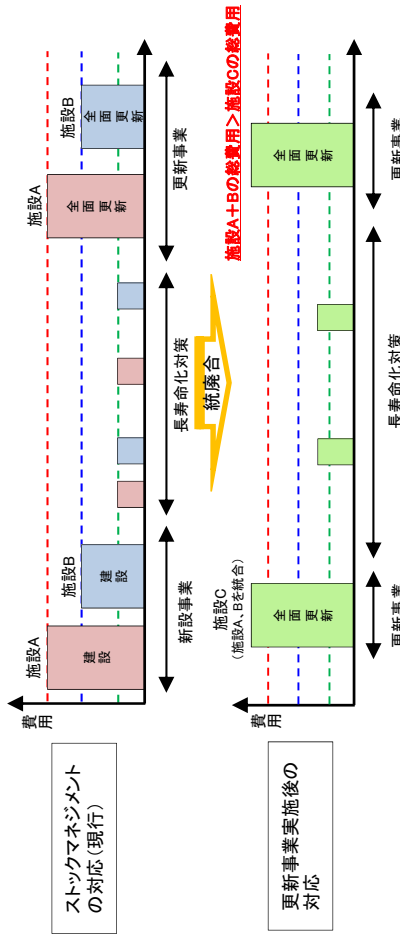


実施要件

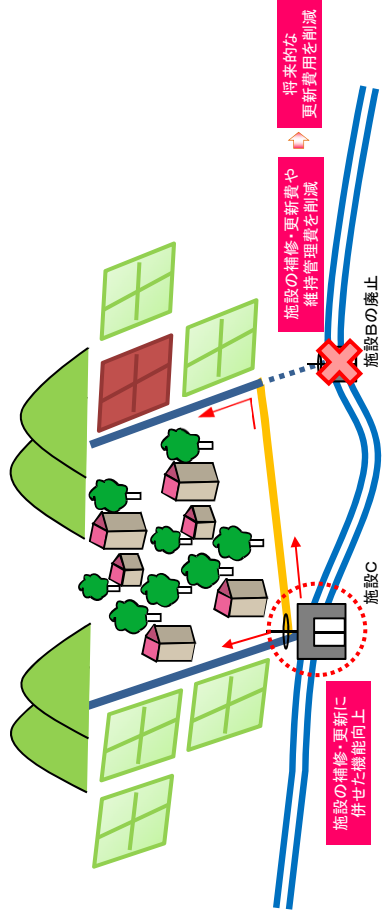
- (1) 受益面積 100ha以上
- (2) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う場合の方が、地区全体で施設の更新等に要する総費用が低減されること。

今後の対応

- 農業水利施設の更新等に合わせた**農業水利ストックの集約・再編を推進**
施設の補修・更新に要する総費用を低減。



- 農業水利施設の**補修・更新**に併せて、**施設規模の変更**を可能とし、**農業水利ストックを適正化**。



事業実施主体

都道府県

- 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた基盤整備地区において、高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を行う「水利施設等保全高度化事業（高収益作物転換型）」を創設。
- 水田地域を対象とした事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合に、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入するなど高収益作物への転換を強力に推進。

2. 事業内容

(1) 基盤整備

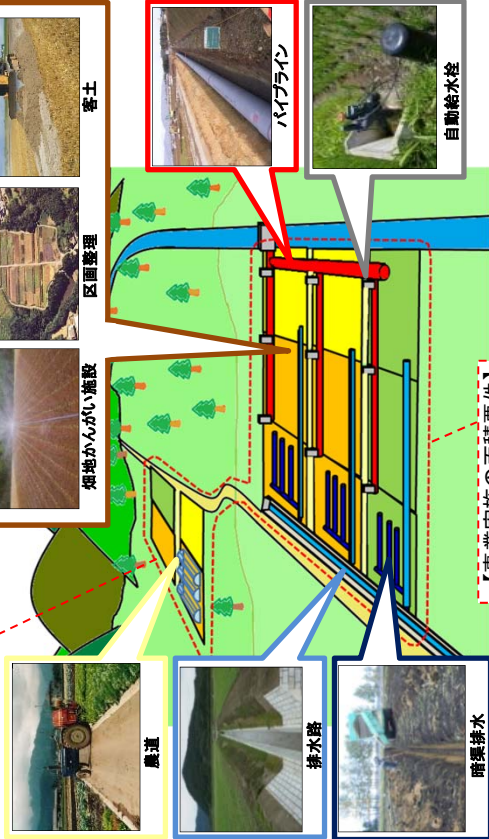
- 高収益作物への転換に必要なとなる、水利施設を中心とした生産基盤の再整備を機動的に支援します。

【対象工種】

- ・農業用排水施設の整備、区画整理、客土、暗渠排水等（併せ行う農道等）

【各団地の面積要件】

平場：1ha以上
中山間：0.5ha以上



(2) 高収益作物への転換に向けた支援

- 高収益作物の転換に向けたソフト対策を支援します。

【調査・調整、指導】

- 関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整
- 関係機関が連携した、事業計画の作成及び事業計画の実現に向けたフォローアップ等

【産地形成支援事業（支援費）】

高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合、農業者の費用負担分を支援



水利用・土地利用・作付調整の合意形成



水稲中心の作付



高収益作物の作付が5割以上

「水田農業高収益化推進計画」に基づく計画的かつ一体的な支援

- ① 水田活用の直接支払交付金において、高収益作物の新たな導入面積に応じて、高収益作物定着促進支援(2.0万円/10a × 5年間)及び高収益作物畑地化支援(10.5万円/10a・1回限り)を交付します。
- ② 栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組も併せて支援します(優先採択等)。
- ③ 事業完了後は、「水田農業高収益化推進計画」の関係機関・団体と一体となって事業計画に基づき営農の実現に必要な支援・助言を行います。

3. 実施要件

- (1) 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた地区であること
 - (2) 受益面積：水田5ha以上（団地要件1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上））
 - (3) 水田における高収益作物の作付面積割合が5割以上（ただし、高収益作物の作付面積割合が10%ポイント以上増加すること）
- ※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

3. 実施主体・補助率

- ・ 事業実施主体：都道府県、市町村、改良区等
- ・ 補助率：50%等